

## 環境価値の多様性と社会的正義論

高津融男

### 目 次

- 1 はじめに
- 2 環境哲学
  - (1) 人間中心主義批判
  - (2) 全体論
  - (3) 平等主義と価値論の多様性
- 3 環境正義運動
- 4 社会的正義論と環境問題
- 5 政治的対話の収斂と二段階の民主的手続き
- 6 おわりに

### 1 はじめに

二十世紀後半より、世界各地で発生した複雑で多様な環境問題への応答として、新たなイデオロギーが発展してきた。エコロジズムがそれである<sup>1</sup>。エコロジズムは、それが応答する環境問題の多様性を反映して、理論と実践の両面で様々な展開を見せている。しかし、その核心にある理念は環境中心主義（ecocentrism）である。エコロジズムには2つの特徴的な主張がある。第一に、われわれの価値体系の根本的な変更が必要であること、第二に、経済成長・社会発展・技術革新を追求する現在の社会構造の転換をはからなければ、生態学的に持続可能な社会に到達することはできること、これら二つの主張である。しかし、エコロジズムは現在の価値体系と社会構造の転換を目指しつつも、そのための有効な実践的プログラムを提示できないでいる。ここにエコロジズムの課題がある。

エコロジズムは、主に先進工業国のがいだで発展してきた。しかし、それにもかかわらず現在でも先進工業国の支配的なイデオロギーとはなっていない。先進工業国の中の環境政策はもっと稳健な修正主義的アプローチを探っている。修正主義の特徴は、現在の価値体系や社会構造を転換することなく、技術的な管理によって環境問題に対処しようとする点にある。現状維持的で管理的な修正主義的アプローチは、科学技術の発展に大きく依存している。もっとも、科学技術による解決の仕方は、個々の問題に対応する形をとるため、その効果も当該問題に限定される。したがって、社会構造全体が問題となるような地球環境問題を、科学技術によって解決することは困難に思われる。さらに、ある技術が特定の環境問題を解決したとしても、その技術が新たな環境問題を引き起こす可能性もある。二十世紀の経験からわれわれが得たものは、科学技術が環境問題を解決するという楽観的な信念ではなく、科学技術こそが環境問題を複雑で深刻なものにするという懐疑的な信念である。このようにエコロジズムが発展し、科学技術への懐疑が深まっているにもかかわらず、先進工業国において修正主義的アプローチが支配的なのはなぜだろうか。

先進工業国の中の政治体制に注目すると、そこでは主に自由民主主義体制がとられている。一般に、この体制

は、第一に自由主義にもとづく個人の自由の尊重と、第二に民主主義にもとづく国民の政治参加によって特徴づけられる。環境の観点から自由民主主義というイデオロギーをみると、それが現世代の人間中心主義を前提としていることがわかる。つまり、自由民主主義が尊重する自由は現世代の個々の人間の自由であり、その政治参加は現世代の人間のみによる政治参加である。現世代人間中心主義は自由民主主義の前提である。そのため、自由民主主義体制においては、将来の環境危機を回避するために、現世代の自由を制約したり負担を増加させたりするような政策が、現世代の多数派の支持を得ることは困難であろう。先進工業国では、現世代の自由の制約や負担の増加をともなわない現状維持的な修正主義的アプローチが支配的であるのは、そうした国々が現世代の人間中心主義を前提とする自由民主主義を政治的な文化的条件としているためだと考えられる。

われわれが直面している環境問題は、地球環境問題をはじめ、人類の存続を脅かしうるものと考えられている。こうした将来の環境危機を回避するためには、有効な理論と実践的手法を開発する必要がある。これは今日の環境政治理論のもっとも重要な課題のひとつである。以下では、エコロジズムと自由民主主義を批判的に検討し、克服すべき課題と継承すべき有効なアイデアとを明らかにすることで、環境政治理論の一つの可能性を示唆したい。

## 2 環境哲学

環境哲学は、「現在の価値体系の変更」というエコロジズムの第一の主張の基礎を提供している。以下では、環境哲学を特徴づける3つの主張、すなわち(1)人間中心主義批判、(2)全体論、(3)平等主義を順次検討し、環境哲学の議論のなかからわれわれが継承すべきアイデアを明らかにする。

### (1) 人間中心主義批判

環境哲学の第一の特徴は人間中心主義（anthropocentrism）に対する批判である。環境哲学は、今日の環境危機を招いた要因が自然に対する人間の傲慢さにあり、その根底には人間中心主義があると主張する。人間中心主義によれば、人間だけがあらゆる価値の源泉であり、人間だけが利益を有するのである。動物や自然是道具的価値しかなく、それらは人間の幸福を高める場合にのみ価値を有するのである。人間中心主義は、人間以外の存在に道具的価値しか認めない思考様式である。

これに対して、環境哲学は人間以外の存在も価値を有すると主張する。このような見解をとる立場を広義の環境中心主義と呼ぶことにする。環境中心主義のなかでも急進的な立場は、人間以外の存在も内在的価値（intrinsic value）を有すると主張する。つまり、人間以外の存在もそれ自体で価値を有しており、人間によつて価値が与えられるか否かに依存するものではない。たとえば、このような内在的価値を動物に認めることで、人間と等しい道徳的配慮を要求する「動物の権利」を導こうとする議論もある<sup>2</sup>。これによれば、人間は、内在的価値をもつ動物に害を与えない義務を負うのである。動物の権利が支持する政策は、たとえば畜産業の全面解体や動物実験の全面禁止、すべての動物の自然生息地での生活を完全に保護する政策などであろう。妥協を許さないこれらの極端な政策は現時点では実現可能性がなく、多数の支持をえることも困難だろう<sup>3</sup>。

環境哲学には、これとは異なる価値を人間以外の存在に認め、そうした存在の保護や福利の増進を主張する立場もある。それは、動物や自然に「固有の価値（inherent value）」を認める立場である。固有の価値は、ある存在が人間の内在的価値に貢献することによって、そこから派生する価値である<sup>4</sup>（Raz [1986=1994: 287-9]）。こうした人間と動物や自然との関係は、人間の有意味な生活にとって不可欠な部分をなしてい

る。愛犬家を例に取ると、愛犬と飼い主とのむすびつきは、飼い主の人生を豊かにし、彼の福利を高めるものである。この考え方を支持するすべての人にとって、愛犬の存在は、それ自体として固有の価値がある。さらに、愛犬の存在そのものは愛犬と飼い主との関係にとって論理的な必要条件であり、かつ、そうした関係が担う価値を支える条件でもある。しかし、このとき愛犬の「固有の価値」は、飼い主の福利への貢献から派生する価値であって究極的な価値ではない。究極的な価値は飼い主の福利にある。もちろん、愛犬は手段としてではない形で飼い主の福利に貢献しているため、愛犬の存在は道具的価値ではなく「固有の価値」を有しているのである。「固有の価値」を有する存在は、たとえば歴史的な価値があるとされる樹木や街並みなど、文化と深い関わりをもつものも多い。もっとも、「固有の価値」は、人間以外の存在の権利を正当化するほど十分なものではない。しかし、そうした価値を有する存在を保護したり、その存在の福利を増進したりする人間の義務については正当化しうるのである。

このような固有の価値を具体的な政策に反映させるために、有効な測定方法はあるのだろうか。仮想評価法（CVM）などの表明選好法による評価手法が注目されている。これによって「固有の価値」を測定し、環境政策の形成過程に組み込む研究も進められている（鷺田・栗山・竹内 [1999：25-45]）。

ここで人間中心主義批判を展開する環境哲学を大きく2つに分類する。すなわち、狭い意味での「環境中心主義」と「弱い人間中心主義」である。両者は、人間以外の存在にも道具的価値以外の価値を有することができ、こうした存在にまで道徳的配慮を拡張すべきであるという主張を共有している。しかし、後者は、人間以外の存在が有する価値の重要性が人間が有する価値の重要性を超えるものではない、あるいは人間の有する価値がもっとも高度な重要性をもつと主張する点で、前者と区別される。したがって、先述の内在的価値を認める議論は前者の「環境中心主義」の立場に含まれ、「固有の価値」を認める議論は後者の「弱い人間中心主義」の立場に含まれることになる。弱い人間中心主義は、たしかに人間を最も重視するが、しかし道徳的配慮の対象を人間以外の存在にまで拡張する点で、広い意味での環境中心主義と考えることができる。整理すると、人間のみが価値を有して人間以外の存在は道具的価値しか認めない立場、これを「強い人間中心主義」と呼ぶことにし、これと環境中心主義が大きく区別される。さらに、環境中心主義の内部で「弱い人間中心主義」と狭い意味での環境中心主義とが区別されるのである。

## (2) 全体論

環境哲学の第二の特徴に、人間と自然との関係についての全体論的な分析がある。この全体論（holism）の関心は、自然についての個体主義的な説明ではなく、生態系を構成する様々な要素間の相互作用、すなわち相互依存性や互酬的関係性にある。たとえば、絶滅寸前のトラを保護する場合、全体論はトラを動物園などに収容し繁殖させる政策やトラのDNAを保存する政策ではなく、トラとその生息圏の両方を保護する政策を支持するだろう。さらに、生態系の要素間の様々な相互作用に注目する全体論的アプローチは、既存の問題を多面的に分析することで豊富な情報を提供し、事実レベルでの問題の多様化をもたらしうる。こうした問題認識の多様化によって、政策の選択肢の幅が広がるだけでなく、問題の解決に有効な政策やその組み合わせについて検討することもできるようになる<sup>5</sup>。しかしその反面、政策の選択をめぐって対立を増幅させることにもなる。この問題を全体論はどういうに解決するのだろうか。

複数の政策が対立した場合、全体論は生態系全体の統一性・安定性・美観などを保存するか否かという観点から政策を評価する（Leopold [1949=1997：394]）。これは、われわれの行為に一般的な指針を与えるものではあるが、次のような問題が危惧される。全体論にとって、人間は生態系の一構成員にすぎない、そのため全体論の評価方法を適用した場合、人間の存在が軽視されうる。たとえば、美しく希少な野草による生

態系全体への貢献度が、生態系の一構成員にすぎない一人の人間の貢献度よりも大きかったとしたら、彼の存在は野草の保護のために犠牲にすることが正当化されるかもしれない。これは「全体の善のために個々の存在を犠牲にすることは正当化される」とする環境ファシズムの主張と一致するとして厳しい批判を受けている (Regan [1983 : 362])。このように全体論の価値論は、道徳的配慮の対象を人間以外の存在にまで拡張し、かつ人間以外の存在が有する価値が人間の価値よりも重要性をもちうることを認めるため、これを狭義の環境中心主義の立場に含めることができる。もっとも、生態系の全体論的な分析から価値の平等主義を展開する立場もあり、以下これを検討する。

### (3) 平等主義価値論の多様性

全体論の分析は、先述のように、生態系の各構成要素が相互依存関係にあることを明らかにした。さらにこの分析によれば、生態系の内部には人間を頂点とするいかなる階層的秩序も存在しない。こうした事実から、生態系のすべての構成員は等しい価値を有するという平等主義の主張が導かれる。平等主義を支持する者の中には、生態系のすべての構成員が「生存し繁栄する平等な権利」を有すると主張するものもいる (Naess [1973=2001 : 32-33])。しかし、人間の生命を維持するためには、生態系の他の構成員の生きる能力や発達する能力を制限せざるをえないのであり、それら他の構成員の「生存し繁栄する平等な権利」を侵害せざるをえないのである。こうした問題を平等主義が解決するためには、価値に関する何らかの階層的秩序を導入せざるをえない。しかし、そのような解決の仕方は平等主義の根本的な主張を損なうことになる。

このような批判に対して多元主義からの応答がある。多元主義は、実際の問題における価値の対立を、様々な価値論の対立という観点からとらえ直す。一つの価値論がすべての問題に関して優れているとは言えず、その優劣を決する必要はないと主張する。多元主義は、このように価値論の一元化を拒否し、これに換えて価値論の選択主義 (electicism) と呼びうる考え方を提示する (Brennan [1992 : 27-28])。

選択主義は、実際の問題が異なれば、それに適用される道徳的考慮も異なるという事実を指摘する。たとえば、病床で激痛に苦しむ人の命を維持すべきか、致命傷を負った動物を安楽死させるべきか、森林を乱開発する業者を制約すべきか、これらの問題にはそれぞれ異なった道徳的考慮が必要である。さらに、同一の問題についても複数の観点が存在しうるのであり、一つの価値論の枠組みだけでその問題を処理することはできない。しかし、ある問題に一定の価値論が選択されたとしても、それによって他の価値論の重要性が失われるわけではない。このように、選択主義は問題ごとに適切な複数の価値論を選択することで、よりよい政策パッケージが形成されると考えるのである。しかし、選択主義は環境問題の道徳的な対立状況を実践的な観点から記述しているだけにすぎず、そうした価値対立あるいは価値論の対立を解くために、なんらかの規範的な評価基準を提示するものではないと言える。

他方、価値論の対立の問題は選択主義と逆の方向で解決可能であるとする主張もある。すなわち、収斂仮説 (convergence hypothesis) である (Norton [1991 : 237-243])。この仮説によると、対立する立場の違いは見かけだけで実際はそうではない。たとえば、環境保護を支持する人間中心主義と環境中心主義の議論は異なる観点から出発し、異なる価値体系を適用するが、両者が提出する実際の政策にはさほどの違いが見られないことが多い。しかし、このような収斂仮説の事実認識はあまりにも楽観的であるとして批判されることも少なくない。

以上のように、多くの環境哲学は、環境価値の対立について実践的な解答を与えておらず、人々の環境意識を高めればよいと主張するだけかもしれない。たしかに、そのようにして環境配慮型の文化の形成に寄与することは重要ではあるが、しかし、あまりにも長期的な展望であり樂観的である。環境哲学は、環境価値

の多様性にどのように対処すべきか、この問い合わせで実践的な解答を提示できていないのである。では、環境哲学の様々な論争から、われわれは何を学びうるのだろうか。

環境哲学の論争は、人間の利益との関係で、いかなる道徳的重要性を環境に与えるかに関する相対的な立場の違いとして理解することができる。ここで「強い人間中心主義」と「弱い人間中心主義」との区別が重要になる。エコロジズムは、「弱い人間中心主義の立場」、すなわち環境哲学の極端な立場を排した幅広い中間的アプローチといえる。当然、エコロジズムには多様な環境価値論が内包されることになる。

「弱い人間中心主義」には様々なタイプの価値論が存在しうるが、それらは道徳的配慮の対象となる存在の範囲をどこまで拡張するのか、そのように範囲を限定する根拠は何か、という問い合わせで意見を異にしている。「弱い人間中心主義」のこうした価値論の多様性は、より多くの人々の注意を喚起しうるという利点がある。人々に環境に関する道徳的な問題を提起し、彼らを道徳的な討議に巻き込むことで、人々の環境意識を高めることもできる。さらに、多くの人々が人間以外の存在に価値を認めるようになれば、ある政策が立案された場合に、それを正当化する責務が環境を保護する側から環境に介入する側へと移行することになりうる。このような責務の移行は、移行前と比べて環境への介入を抑制する効果がある。このように、「弱い人間中心主義」には2つの効果、すなわち環境意識を高める効果と環境への介入を抑制する効果を期待しうるのである。これは狭い意味での環境中心主義には欠けている実践的な利点といえよう。

### 3 環境正義運動 (environmental justice movement)

エコロジズムは、多様な環境価値論を内包するものであるが、しかし環境価値の多様性の問題について実践的で制度的な具体策を提示してはいない。さらに、環境問題と社会的正義との関係についても十分に考慮しているとはいえない。他方、修正主義はこれらの課題について、どのように対処するのだろうか。修正主義が依拠する自由民主主義の検討にはいる前に、まず環境問題と社会的正義との結びつきを明らかにする。以下では、まず環境正義運動に焦点をあてる (Dawie [1995=1998], de-Shalit [1999], Dunlap & Mertig [1992=1993], 岡島 [1990], 戸田 [1998])。

環境破壊の形態は大きく3つに分類できる (植田 [1997: 5])。すなわち、(1)環境汚染、(2)アメニティ破壊、(3)自然破壊である。日本では急速な産業化にともなう環境汚染 (公害問題) が大きな社会問題となつたが、アメリカでは原野や森林を乱開発から保護する運動が生じた。たとえば、19世紀末にはシエラ・クラブに代表される主流派の自然保護団体が形成された。こうした団体は中産階級で高学歴な白人男性を中心とする点に特徴がある。主流派の自然保護団体は次第に制度化され、団体内部では専門化と集権化が進み、外部への働きかけについては直接的な抗議行動から政策過程でのロビー活動へと移行していった。こうした制度化は運動の矛先を鈍らせ、運動の非政治化をもたらした。

環境正義運動は、1980年代にアメリカで誕生したが、特に主流派の団体に対して、その環境運動が原野や森林の保護を中心としており、低所得層わけても有色人種の深刻な生活環境の破壊を放置しているとして鋭く非難した。環境正義運動は階級・貧困・人種・ジェンダーの諸問題を環境運動の前線に導いたのである。この運動は、環境被害が不平等と結びついているが故に、その解決策を主流派の中産階級的な自然保護運動に見出すことはできず、経済構造や政治構造の変革に求めなければならないと考える。環境正義運動は、環境問題と社会正義との結びつきを明らかにする実践的な政治的表現なのである。

他方、日本では公害問題の深刻化によって、早くから環境被害が弱者に重くのしかかることが明らかにされていた。庄司光と宮本憲一は公害について3つの特徴を指摘している (庄司・宮本 [1975: 16-24])。第一に、被害が生物的弱者からはじまること。生物的弱者には老人や子供はもちろん、汚染に弱い動植物も含

まれる。第二に、低所得層・労働者・農漁民などの社会的弱者から被害者になること。第三に、不可逆的な絶対的損失が生じること。絶対的損失とは、①人間の健康障害や死亡、②自然の復旧不可能な破壊、③復元不可能な文化財の損傷である。不可逆的な絶対的損失は、貨幣的な計算が不可能であり、事後的な補償も困難である。生物的弱者や社会的弱者は、最初にこうした絶対的損失を被るため、彼らの社会的救済がぜひとも必要である。このように、日本においても早くから環境問題が社会的正義の問題と不可分の関係にあることが指摘されてきたのである。

#### 4 社会的正義論と環境問題

すでに述べたように、環境哲学は、環境価値の多様性の問題と社会的正義の問題について、われわれを導く原理や制度を提示できないでいる。他方、修正主義の依拠する自由民主主義はこれら二つの問題に有効な解決策を提示しているのだろうか。以下では、まず現代の自由民主主義社会の基礎を提供しているリベラルな正義論に焦点をあて、環境価値の多様性の問題と社会的正義の問題について検討したい。

リベラルな正義論の課題は、社会の基本構造を決定する諸原理を見出すことにある (Rawls [1971=1979])。社会の基本構造とは、自由、機会、富といった「基本財」と呼ばれるものを、人々に分配する諸制度を意味する。基本財とは、人々のいかなる人生計画にも必要な財であり、それらが多ければ多いほど良いものとして考えられている。エコロジズムが関心をもつ動物や自然といった人間以外の存在、以下では「環境財」と呼ぶことにすると、こうした環境財は基本財のリストから排除されている。環境財は正義の対象からはずされてしまっているのである。

しかしながら、環境問題については、断片的ながらロールズを代表とするリベラルな正義論の著作においてふれられている<sup>6</sup>。彼らの議論をまとめると、環境財は大きく三つのカテゴリーに分類された形で正義論の内部に組み込むことができるるのである (Miller [1999a : 160–161] , Rawls [1971 : 282–283=1979])。

第一に、呼吸に必要な空気のように、人間の存在を維持するために不可欠な基本的条件となる環境財である。そのため、このカテゴリーには、ごく少数のきわめて重要な環境財だけが含まれる。

第二に、汚染の防止のように、人々が有する基本財を損なうような環境被害を無くすことである。正義はこうした外部効果を抑制するための環境政策を支持する。ただし、このカテゴリーに含まれるのは、人々の有する基本財に具体的に影響を与える基本財に限られる。

第三に、人々が価値を付与する環境財である。エコロジズムが関心をよせる環境財の大部分がこれに含まれるだろう。こうした環境財への価値評価は選好とみなされ、政治的決定の際に等しく計算される。

リベラルな正義論に問題なく適合するのは第一と第二のカテゴリーの環境財である。環境価値の多様性の問題について考えると、これら第一と第二の環境財に関しては、エコロジズム内部の対立や強い人間中心主義との対立も生じにくいくと考えられる。さらにこれらのカテゴリーの環境財については、環境問題と社会正義の問題も、ともに解決されうる。たとえば、環境正義運動が提起した諸問題は、環境に関する安全と保護の基本的な水準を確保することを目的とする環境政策や立法によって解決がはかられることになる。問題は、第三のカテゴリーの環境財である。この環境財に関する価値対立と社会的正義の二つの問題を、いかにして追求するかが環境政治論のもっとも重要な課題となる。

この課題に取り組む前に、リベラルな正義論の枠組みを修正する必要がある。それは環境財を基本財のリストに加えることである。そうすることで社会的正義論は環境問題を無視することなく、環境財と他の基本財とのトレード・オフについて論じることができるようになる。

## 5 政治的対話の収斂と二段階の民主的手続き

第三のカテゴリーに含まれる環境財については多くの場合に価値の対立が生じる。このとき問題は政治的なものになる。価値対立の解消の仕方は、政治的対話による収斂か、最終的に多数決のような手続による解決のいずれかになるだろう<sup>7</sup>。

政治的対話による収斂の仕方には二つの可能性がある。ひとつは、人々は環境財の価値について互いに説得しあうことによって生じる自生的な収斂である (Sagoff [1988 : 51–53, 65–67])。もう一つの可能性は、環境財の共同体的な価値を承認することによる収斂である (Miller [1999a : 167])。例えば、動物にはまったく関心がないとしても、ある絶滅寸前の動物の存在が国民的アイデンティティの重要な要素であることを知り、その動物の保護を支持する場合である。このように政治的対話によって得られた結果は、他の社会的正義の要求を退けるだけの根拠を与える。もし、人々がこうした対話的手続を通して特定の森林を保護すべきであるとほぼ全員が一致したならば、森林保護をたとえば他の福祉政策の要求に優先させることは正当と認められるだろう。このようにして人々は環境財の優先性について民主的な判断を下すことができるのである。

しかし、このように環境問題に関する対立が政治的対話によって収斂することは、きわめて例外的な事例ではないかという疑問が生じる。仮りに、人々がある環境財について完全な情報を与えられたとしても、それについてまったく異なる重要性を与えるケースは少なくないだろう。このような場合いかにして最終的な判断にいたることができるのだろうか。

もしも環境財の重要性について大多数の合意が得られないようであれば、最初に、その環境財に関する人々の私的な価値評価を調べる必要がある。もちろん、この調査資料は誰にでも利用できる必要がある。次に、その資料に基づいて、正義がこの問題に関して何を要求しているのかを、公共的な議論を通して明らかにする必要がある。

こうした二段階の民主的手続が環境財の大部分の問題に適用できるのである (Miller [1999a : 169–171])。第一段階では、費用便益分析のようなものが必要である。しかし、費用便益分析によって信頼できる個人的評価を得ることが実際には不可能かもしれない<sup>8</sup>。たとえば質問を受けた人が、市民としての役割を引き受け、公共的な観点から答えようとする場合である。なぜこのようなことが起きるのか。費用便益分析を個人的評価と公共的評価とに分離し、かつ重層化しないためである。通常、人々は費用便益分析によって環境政策に影響を及ぼす機会は一度しか与えられない。民主的手続きを二段階にすることによって、費用便益分析も二段階にする必要がある。たとえば、第一段階で「あなたは希少種の保護にいくら支払う意思がありますか」と個人的評価を問い合わせ、第二段階で「希少種の保護についていくつかの選択肢があります、そして前回の支払意思額の問い合わせに対する回答からえた数値もあります、あなたの判断では政府はいま何を為すべきでしょうか、先の選択肢から選んでください」といったぐあいに、公共的判断のみを問うのである。環境財の第3カテゴリーのなかで、政治的対話によっても十分な合意がえられない環境財について決定を下す場合、環境財と他の基本財の要求とのあいだで人々が望むトレード・オフを見出すための手段として、以上のような二段階の方法で費用便益分析が利用されうるのである。しかし、もしも費用と便益とが妥当な正確さで同定されないとしたら、このカテゴリーの環境財は公的供給によるよりも自発的な組織によって供給された方がよいだろう。

以上をまとめると、リベラルな社会的正義論は、環境財を基本財のリストに加え、さらに環境財を大きく四つのカテゴリーに分類することで、環境財を社会的正義に組み込めるようになる<sup>9</sup>。すなわち、第一に人間の存在の基本的な条件となる環境財である。第二の環境財には、他の基本財の価値を損なうような被害の防止といった財が含まれる。第三に、政治的対話による収斂が期待できる環境財である。第四の環境財は、

様々な人々が異なる価値を付与する環境財で費用便益分析が利用される。この最後の環境財については、信頼できる費用便益分析が得られる場合とそうでない場合とに分けられる。すでに述べたように、第一と第二の環境財の提供は国家の任務であり、環境配慮を目的とする公共政策や立法が行われる。第三の環境財については、国家が追求すべき公共政策の環境配慮という共有された目的が民主的な過程を通して現れる。しかし、第四の環境財については、国家の役割は問題の性質によって異なり、ある問題は民間の団体による私的供給にゆだねられることになる。

## 6 おわりに

環境政治論の課題は、環境価値の多様性の問題と社会的正義の問題とを同時に追求するための基本的な原則と制度を明らかにすることにある。本稿では、エコロジズムと自由民主主義の基本的なアイデアを検討することで、環境政治論の課題について検討してきた。エコロジズムは、環境価値の多様性を主張するが、その価値対立を処理するための実践的な方法を提示していない。さらに、エコロジズムは社会的正義の問題と結びついた形で環境理論を展開できていない。そのため、リベラルな社会的正義論を手がかりにして、環境価値の多様性の問題と社会的正義の問題を同時に処理するための基本的な原則と制度の考察を試みた。この考察を踏まえて、自由民主主義にさらなる修正をせまる問題を指摘するとともに、そうした修正を受け入れることで、エコロジズムとの接近が一層容易になることを指摘したい。

第一に、参加型の民主主義への移行である。環境財に関して対立がある場合、まず市民相互の政治的対話による収斂が期待される。このことは今日の自由民主主義の代表型民主主義から参加型民主主義への移行を要求する。こうした自由民主主義の参加型民主主義への移行は、市民の環境意識の向上を重視するエコロジズムの関心を具体化することになる。政治的対話への参加は、市民に環境に関するより多くの知識と情報を与えるものであり、市民の環境意識の向上が期待できるからである。

第二に、共同体論的な観点の導入である。政治的対話の過程で、環境財の共同体的価値が承認されて、対立する立場が収斂するという議論や、さらには二段階の民主的手続において表明される公共的判断についての議論には、個人の決定を最も重視する自由民主主義の個人主義とは異なる共同体論的な公的観点が含まれている。このような共同体論的アプローチは、個体主義の批判という点でエコロジズムの全体論的アプローチと親和的であるといえる。

最後に、実質的な平等主義の観点である。社会的正義論は、第一に、環境被害のコストを主に低所得層が負担していること、第二に、環境財の提供が低所得層よりも富裕層の利益になると同時に低所得層への社会的給付の削減をともないうことに注目する。こうした環境問題の社会的正義に関わる問題を開拓するためには、所得の再分配といった実質的な平等化をはかる必要があろう。これは自由民主主義が重視する自由わけても経済的自由の尊重と鋭く対立する可能性がある。他方、こうした実質的平等化の議論は、持続可能な社会への移行を主張するエコロジズムによって支持されうる。持続可能な社会への移行は、人々に今よりも質素な生活を要求しうるが、実質的な平等化により生活水準が平準化されれば、各人の犠牲は類似したものになり、こうした質素な生活も受け入れやすくなると考えられるからである。以上の参加的民主主義・共同体主義・平等主義の主張は、エコロジズムと自由民主主義の対立軸を超えた新たな環境政治理論の可能性を示唆するものである。

### 【注】

1 エコロジズムと修正主義の特徴づけについてはドブソン(Dobson [1995=2001：1－2，19－24])を参照された

い。もっとも、ドブソンは本稿で修正主義と呼ぶ立場を環境主義（environmentalism）と名づけている。彼はイデオロギーについて機能主義的な理解に依拠しており、エコロジズムはイデオロギーとしての特徴をもつが、環境主義はそうではないと主張する。ドブソンによれば、イデオロギーが備えるべき特徴は3つある。第1に、人間の条件に関する分析的な記述の提示、第2に、あるべき社会の政治的な処方箋の提示、第3に、実践的プログラムの提示である。ドブソンは、環境主義がこれらの明確な特徴を備えてはいないと主張するのである。

- 2 動物の権利を主張するものにレーガン（Regan [1986: 243-248]）の議論があるが、彼自身は内在的価値（intrinsic value）ではなく固有の価値（inherent value）という用語を用いている。
- 3 動物の権利の諸政策はたしかに実現可能性が低いように思われるが、しかし希少種保護政策に対する彼らの批判は傾聴すべき内容を含んでいる。動物が保護されるのは、その動物が絶滅の危機に瀕していることによるのであるならば、そうした危機的状況に陥るまで動物は保護されない可能性がある。動物絶滅の危機は、人間が動物の生命を尊重しないことや、彼らの生息地を開発しつくしてしまうことによって生じる。われわれは動物に対する態度や開発の在り方を変更するよう求められているのである。今日、種を保存するために遺伝子技術を用いてDNAを保存する取り組みが進められているが、ここにも類似の問題がある。
- 4 ただし、ラズの議論では内在的価値は究極的価値と呼ばれており、また固有の価値は派生的な内在的価値として位置づけられている。
- 5 事実レベルでの問題の多様化は、その問題の利害関係者に豊富な情報を提供するが、そこから利害関係者は自己に有利な問題の解釈や定義を示し、その解釈や定義が支配的になるように誘導する。このような問題についての社会的文脈レベルの分析も政策形成過程に組み込まれ考慮される必要がある（佐藤仁 [2002: 41-75]）。
- 6 環境問題に関するロールズの議論については、ここで要約されたもの以外にある。ロールズは後期の著作『政治的リベラリズム』のなかで、環境問題を正義原理の拡張問題として提示している。拡張問題とは、協働する市民のために導出された正義の諸原理は、①将来世代、②国際関係、③健康保険、④動物や自然環境といった問題を処理するために拡張されうるのか、という問題である。彼は、動物や自然の問題について単純に拡張することはできないと述べるが、現在と将来世代の福祉に訴えることで環境政策を推進するための共通の政治的根拠を見出そうとする。ロールズが拡張問題を論じる際の問題は、環境政策が基本財の分配に与える影響を十分に考慮していない点にある。たとえば、多数派が希少種の保護に投票した場合、希少種の保護に資源が充てられるため、社会の最も恵まれない人々に提供される資源が少なくなることを考慮していないのである（Rawls [1993: 246]）。
- 7 民主的な審議手続といった形式的手続による決定の正当化の議論については、ブライアン・バリー（Barry [1995: 150-151]）を参照。しかし、民主的な審議過程において決定を下す際に、手続的な正当化だけでは不公正な結果を回避することはできないだろう。そのため実質的な正義原理が必要になる。そのような原理として、ロールズの格差原理の他に、平等や功績のようなパターン化された原理も考えられる。これらの実質的な正義原理、特に平等・功績・ニーズの3つの分配原理については、ミラー（Miller [1999b]）が詳細に検討している。
- 8 人々がある環境財について金銭的評価を行うよう求められるとき、彼らは個人としてではなく市民としての視点をとり、その財の社会的価値について公的判断を下そうとしがちであり、結果的にコストに関係なくある環境財を保全すべきだと主張する場合がある。
- 9 本稿では、環境財を4つのカテゴリーに分類しているが、ミラーは第一と第二のカテゴリーを一つにまとめる形で、環境財を3つのカテゴリーに分類している（Miller [1999a: 171]）。

## 【参考文献】

足立幸男・森脇俊雅編著（2003）『公共政策学』ミネルヴァ書房

Barry, Brian. (1995) *Justice as Impartiality*, Oxford University Press.

- Beckerman, W. & Pasek, J. (2001) *Justice, Posterity, and the Environment*, Oxford University Press.
- Bell, D. & de-Shalit, A. (2003) *Forms of Justice: Critical Perspectives on David Miller's Political Philosophy*, Rowman & Littlefield.
- Brennan, A. (1992) 'Moral Pluralism and the Environment,' *Environmental Values*, 1: 15-33.
- Dawie, M. (1995) *Losing Ground: American Environmentalism at the Close of the Twentieth Century*, MIT Press (=1998, 戸田清訳『草の根環境主義—アメリカの新しい萌芽』日本経済評論社)
- de-Shalit, A. (1999) *The Environment between Theory and Practice*, Oxford University Press
- Dobson, A. (1995) *Green Political Thought*, 2nd edition, Routledge (=2001松野弘監訳『緑の政治思想』ミネルヴァ書房)
- (ed.) (1999) *Fairness and Futurity: Essays on Environmental Sustainability and Social Justice*, Oxford University Press.
- Dunlap, R. & Mertig, A. (eds.) (1992) *American Environmentalism : The U.S. Environmental Movement, 1970-1990*, Taylor & Francis (=1993, 満田久義監訳『現代アメリカの環境主義—1970年から1990年の環境運動』ミネルヴァ書房)
- Humphrey, M. (2003) 'Nonbasic Environmental Goods and Social Justice,' in Bell & de-Shalit (2003), pp.331-346.
- 加藤尚武編 (1998) 『環境と倫理—自然と人間の共生を求めて』有斐閣
- Leopold, A. (1949) *A Sand County Almanac*, Oxford University Press (=1997, 新島義章訳『野生の歌が聞こえる』講談社学術文庫)
- Miller, D. (1999) 'Social Justice and Environmental Goods,' Dobson (ed.), pp. 151-72.
- (1999b) *Principles of Social Justice*, Cambridge University Press.
- Naes, Arne (1973) 'The Shallow and the Deep, Long-Range Ecology Movement, A Summary,' in *Inquiry* 16, pp.95-100. (=2001, 井上有一訳「シャロー・エコロジー運動と長期的視野を持つディープ・エコロジー運動」井上有一監訳『ディープ・エコロジー—生き方から考える環境の思想』昭和堂, pp.31-41)
- Norton, B. (1991) *Towards Unity amongst Environmentalists*, Oxford University Press.
- 岡島茂行 (1990) 『アメリカの環境保護運動』岩波書店
- Rawls, J. (1971) *A Theory of Justice*, Cambridge University Press (=1979, 矢島鈞次監訳『正義論』紀伊国屋書店)
- (1993) *Political Liberalism*, Columbia University Press
- Raz, J. (1984) 'On the Nature of Rights,' *Mind*, Vol. 93. (=1994, 角田猛之訳「権利の性質について」深田三徳編『権威としての法—法理学論集』勁草書房, pp.267-306)
- Sagoff, M. (1988) *The Economy of the Earth*. Cambridge University Press.
- 佐野亘 (2003) 「環境政策の理念—リベラリズムは環境問題を解決しうるか?」足立幸男・森脇俊雅編著 (2003) 所収, pp.329-342
- 佐藤仁 (2002) 「「問題」を切り取る視点—環境問題とフレーミングの政治学」石弘之編 (2002) 所収, pp.41-75
- 戸田清 (1998) 「環境正義の思想」加藤尚武編 (1998) 所収, pp.105-125
- 植田和弘 (1997) 『環境経済学』岩波書店
- 鷲田豊明・栗山浩一・竹内憲司編『環境評価ワークショップ—評価手法の現状』築地書館